

仕様書

1. 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、公立学校共済組合福岡支部及び公立学校共済組合北九州宿泊所（以下、「発注者」という。）が計画している公立学校共済組合北九州宿泊所屋上及び2階小会議室屋上防水改修工事に適用する。

(2) 工事の目的

本工事は、公立学校共済組合北九州宿泊所屋上及び2階小会議室屋上の防水改修を目的とする。

(3) 工事の概要

①工事名

公立学校共済組合北九州宿泊所屋上及び2階小会議室屋上防水改修工事

②工事場所

北九州市小倉北区大門 1－1－17

③工事期間

契約日の翌日から令和9年3月31日

○A 工区西面・B 工区東面 防水改修工事

1. 基本作業時間は、8：00～17：00 とする。
2. 8：00～10：00 の間は、施工箇所下部の客室に宿泊者が滞在している可能性があるため、騒音及び振動に十分配慮して作業を行うこと。
3. 作業員の施設内外の動線については、別紙のとおりとし、宿泊者及び施設利用者の動線を妨げないように十分注意すること。
4. 資材等の搬入・搬出及び特殊な荷揚げ作業を行う場合は、事前に小倉リーセントホテル担当者と協議し、承認を得た上で施工すること。
5. 作業に伴い騒音・振動・臭気等が発生する場合は、発生時間及び施工方法について事前にホテル担当者と協議すること。

○屋上庇 塗膜防水改修工事

1. 基本作業時間は、8：00～17：00 とする。
2. 8：00～10：00 の間は、施工箇所付近の客室に宿泊者が滞在している可能性があるため、騒音及び振動に十分配慮して作業を行うこと。
3. 作業員の施設内外の動線については、別紙のとおりとする。
4. 資材等の搬入・搬出及び特殊な荷揚げ作業を行う場合は、事前に小倉リーセントホテル担当者と協議し、承認を得た上で施工すること。

5. 屋上底部分の施工にあたっては、施工箇所及び作業内容に応じ、仮設足場、高所作業車、親綱その他必要な安全設備を適切に設置し、墜落・転落防止対策を十分に講じること。
6. 高所作業車を使用する場合は、作業範囲・設置場所・周辺状況等を事前に確認し、必要に応じて誘導員を配置するなど、安全管理を徹底すること。
7. 仮設足場、親綱及びその他安全仮設工事の概要については、別紙仮設計画図を参照すること。
8. 施工に伴う落下物・飛散物等により、宿泊者、施設利用者、車両及び既存建物等へ被害を与えることがないように、必要な養生及び安全対策を行うこと。

○2 階小会議室屋上 防水改修工事

1. 基本作業時間は、8：00～17：00 とする。
2. 小会議室屋上の防水工事を行う際は、事前に小会議室の予約状況及び使用時間を確認し歩行音等に配慮すること。
3. 小会議室使用中または使用予定がある場合は、騒音・振動等による施設利用への影響を十分考慮し、施工時間及び施工内容について小倉リーセントホテル担当者と協議の上、施工すること。
4. 小会議室屋上は、3 階南側客室に面しているため、宿泊者への工事周知についてはホテル側にて行う。
5. 施工者は、宿泊者への影響を最小限とするため、8：00～10：00 の間は特に騒音及び臭気に配慮して施工すること。
6. 大きな騒音・振動・臭気等が発生する作業については、可能な限り 10：00 以降に行うものとし、必要に応じて事前にホテル担当者と施工時間を調整すること。
7. 資材搬入・搬出及び作業員動線については、宿泊者及び施設利用者の安全を最優先とし、施設運営に支障を与えないよう施工すること。

○共通事項

1. 本工事はホテル営業中の施工であることを十分認識し、宿泊者及び施設利用者の安全・快適性を最優先として施工すること。
2. 工事着手前に施工計画、工程、作業員動線、資材搬入経路及び安全対策等について、小倉リーセントホテル担当者と十分な打合せを行うこと。
3. 工程及び作業内容については、ホテルの宿泊状況、会議室利用状況、イベント等により変更または調整を求める場合がある。
4. 騒音、振動、臭気、粉じん、飛散物等が発生する作業については、周辺への影響を十分考慮し、必要な養生及び対策を講じること。
5. 工事車両、作業員及び資材等については、ホテル利用者の通行及び施設運営の妨げとならないよう管理すること。
6. 本仕様書及び別紙図面に定めのない事項、または施工上疑義が生じた場合は、施工者の判断のみで進めることなく、小倉リーセントホテル担当者及び発注者と協議の上決定すること。

7. 工事中は整理整頓及び清掃を徹底し、毎日の作業終了時には安全な状態で作業場所を引き渡すこと。
8. 本工事の施工中に、今回の工事範囲外において不具合、不良箇所、劣化箇所等を発見した場合は、速やかに小倉リーセントホテル担当者へ報告すること。
また、必要に応じて当該箇所の改修・修繕方法を提案し、別途見積書を提出すること。

2. 一般事項

(1) 請負者の責務

請負者は、契約の履行にあたって、工事の意図及び目的を十分理解し、業務を遂行しなければならない。

(2) 配置技術者

請負者は、業務の円滑な進行を図るため、十分な経験を有する技術者を配置するものとする。

(3) 関係法令等の遵守

本業務の遂行にあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設業法」、「建築基準法」、「労働安全衛生法」、「石綿障害予防規則」その他関係法令、関係通知等を遵守しなければならない。

(4) 機密保持の義務

請負者は、本業務遂行によって知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。

(5) その他

本工事の仕様書は、工事の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項であっても、発注者と協議のうえ必要と判断される事項については、工事として実施するものとする。